



## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

相手国政府等に働き掛けをする必要があるかどうか、働き掛けを行う場合、どの機関にどのような形で行うのが最も効果的か、等を検討します。また、政府レベルでの働き掛けが適当でない場合、対応が可能な組織のご紹介をすることもあります。業務内容を図1に示します。

**Q 2** 知的財産担当官制度の設立の経緯及び背景は何でしょうか？

**A 2** 我が国は知的財産戦略を国家戦略として位置づけ、2002年11月に知的財産基本法を制定しました。外務省においても、日本企業の有する知的財産が海外において適正に保護されない場合への対応が期待されるようになりました。

これを受け、2004年には、外務省経済局に知的財産権侵害対策室が設置されました（2008年に知的財産室へと発展的に移行）。また、海外における知的財産権保護につき在外公館による日本企業への支援を強化するべく、相談への対応窓口を明確にし、在外公館長を先頭に館一体となって効果的に対応する観点から、2005年には原則として全ての在外公館において知的財産担当官を任命しました。

**Q 3** 知的財産担当官はどのような国、地域に置かれていますか？

**A 3** 世界の約200カ所にあるほぼ全ての在外公館にて知的財産担当官が任命されています。

**Q 4** 知的財産担当官はどのような方でしょうか？

**A 4** 各在外公館において適任と目される者を知的財産担当官として任命しています。知的財産権については専門的で複雑な問題も多く、相談内容は多岐に渡ります。多くの在外公館に知的財産の専門的知識を持つ担当者が

配置されているわけではありませんが、外務省の知的財産室では知的財産権に関する日本企業からの相談に対して的確に対応するためのマニュアルを作成し、在外公館に配布する等の取組みを行っています。また、在外公館に対して持ち込まれた知的財産関連の相談内容や対応結果は外務省の当該国・地域を担当する課室と共に、知的財産室にも報告され、必要な場合には助言や指示を行うとともに、有効な対応事例を蓄積し、対応ノウハウの全世界の在外公館への共有を図っています。

また、地域毎の担当官会議を順次開催し、近隣地域にある在外公館の担当官の間で連携を深め、模倣品・海賊版に関する地域毎の情報を共有する等に努めています。

**Q 5** 日本貿易振興機構（ジェトロ）も海外拠点に知的財産権の専門家を置くなどしていますが、その違いとして挙げられる点は何でしょうか？

**A 5** 第一に、世界約200カ所と多くの国・地域に拠点があり、より広範な国・地域で被害相談を受けることができること、第二に、日本政府を代表する機関として相手国政府や関係機関に対して働きかけを行うことで効果があがる場合があることの二点を挙げるすることができます。

**Q 6** これまでに受けた相談事例と支援内容について教えて下さい。

**A 6** 事例をいくつか紹介します。なお、これらの事例はいずれも効果的な対応が可能であった例であり、在外公館から相手国政府への働きかけが有効に働くかどうかは、現地事情に基づく個別事例毎の判断が必要です。在外公館から相手国当局にアプローチすることが、不当な介入と受け止められて相手国当局の反発を招く場合も考えられます。このような場

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

合、日本企業支援の効果が得られないばかりか、却って不利な結果を招く恐れもあります。あくまでも現地事情や個別事例の状況に応じてどのような対応が効果的かを検討した上で、実際の対応が行われることをご理解下さい。

### 事例1（類似商標問題への支援）

（相談内容）日系企業のA社はある商品に関連する中間材のある区分についてX国で商標a1の登録を維持しているが、X国の第三者が当該商品そのものの区分（A社が出願している中間材とは別の区分）でa2というa1に類似する商標を出願し、登録された。A社は同社のa1が著名であるとして異議申立をしたが受け入れられなかった。A社はX国特許庁が作成する著名商標リストに商標a1を掲載することを求めるとともに、裁判所に対してa2の登録無効訴訟を起こしている。A社は、本件に関する日本政府の支援が得られないかと相談した。

（支援内容）X国にある日本大使館の知的財産担当官がX国特許庁商標課長に対して、迅速・公正な対応を期待する旨申し入れを行った。先方からの説明は、商標区分が異なるために商標a2に対するA社の異議申立は認められなかったが、裁判所は特許庁の判断を取り消す権限を有するとのことであった。また、著名商標リストについて、当該商標の登録及び使用期間、商標を用いた商品の売上高やシェア等が判断基準となること、ここ数年リストの改訂はなかったが必要性があれば随時リストは改訂されること、同リストに掲載されれば裁判においても有利に働くであろうとの助言を得た。

その後、A社が著名商標リスト掲載申請を行う際に改めて日本大使館に協力を要請。大使館の担当者がX国特許庁に対しA社の著名商標リスト掲載の希望を伝え、続いてA社の担当者がX国特許庁を訪問して希望を説明したところ、円滑に話を進めることができ、その後、実際に

著名商標リストに掲載された。

### 事例2（意匠権登録に基づく日本製品の差止訴訟に関する支援）

（相談内容）日系企業のB社はY国税関より、同社の自動車関連商品bがY国の国営企業C社の意匠権を侵害しているとして、差し止めを受けた。B社は、C社の意匠出願がB社の商品bをそのまま出願したものであり、Y国意匠法に違反するとして、意匠登録の無効と税関の処分の取り消しを求めて提訴し、また日本大使館の支援が得られないかと相談した。

（支援内容）Y国にある日本大使館よりY国政府関係者に対し公正な対応への期待を伝達し、大使館が本件に多大な関心を払っていることを示した。最終的に、訴訟はB社の全面勝訴となった。

**Q 7** 知的財産担当官に相談したい場合はどこに連絡すればよいでしょうか？

**A 7** 知的財産権問題を抱えている国の在外公館に直接または外務省知的財産室に連絡して下さい。また、経済産業省に設置されている「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」に相談を持ち込むことも有益です。同窓口を持ち込まれた相談案件で外務省・在外公館を通じた対応が有効と思われる案件については、同窓口から外務省に連絡される仕組みとなっています。

**Q 8** 日本語しか話せなくても問題ないでしょうか？また、現地に赴くのが困難な場合、対応してもらえますでしょうか？

**A 8** 日本語で問題ありません。また、相談の際に必ずしも現地に来ていただく必要はありません。但し、問題の背景や具体的内容について確認するために現地代理人等と直接連絡させていただく場合もあります。また、現

**本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。**

地当局に直接申入れに行くとき等は、企業関係者にも同行していただいた方が企業側の熱意が伝わり、有利な結果につながる場合もあります。

**Q 9** 日本企業からの相談対応以外に知的財産担当官はどのような活動をしているのでしょうか？

**A 9** 任国において知的財産権の保護に関する問題が発生しないよう、あるいは発生した場合にも任国の関係当局に迅速な対応を得ることができるよう、日頃からの努力も重要です。そのためには任国政府が知的財産権保護の重要性を認識すると共に、日本政府も日本企業と国民の知的財産権保護に重大な関心を持っていることを示す必要があります。この観点から、知的財産担当官は、普段から現地政府の関係当局との関係構築にも努める他、現地の日本企業が集まる知的財産権研究グループ（IPG）の活動への参加や、日本企業やジェトロが行う模倣品判別セミナー等への協力などの業務を行っています。また、普段から現地政府の関係当局との関係構築にも努めています。

また、本年10月1日に知的財産権に関する新たな協定である「偽造品の取引の防止に関

する協定（仮称）（Anti Counterfeiting Trade Agreement, 以下ACTA）」の署名式が東京にて開催されました。本協定は、高いレベルの知的財産権保護が必要との認識が高まる中、2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、我が国が模倣品・海賊版防止のための新たな国際的枠組みの策定を提唱したことに端を発し、日米及びその他のパートナーが共同のイニシアティブとしてその交渉をリードしてきたものです。本協定の交渉は、我が国、豪州、カナダ、EU、韓国、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、スイス及び米国の間で行われ、2010年10月、我が国で行われた交渉会合において大筋合意し、本年4月に協定のテキストが確定しました。今後各国での批准等の手続きなど発効に向けたプロセスが進められていくことになります。

任国の政府や関係団体等の間で、ACTAについての関心と理解を進めることなどを通じて、模倣品・海賊版対策に取り組んで参ります。

※なお、本稿で述べた見解は筆者個人のものであり、所属する組織のものではありませんので、その旨ご理解下さい。

（原稿受領日 2011年10月20日）